

長崎県被災宅地危険度判定士認定登録要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の認定登録等に関し必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「危険度判定」とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- （2）「宅地判定士」とは、危険度判定を実施する者として、長崎県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（以下「認定登録要綱」という。）に基づき知事が、被災宅地危険度判定士として登録した者をいう。
- （3）「被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」とは、都道府県相互の支援等に関する事前に都道府県間の調整を行い被災宅地危険度判定の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

（被災宅地危険度判定士）

第3条 知事は、大規模地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、連絡協議会が定める被災宅地危険度判定実施マニュアル（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、当該宅地を調査し、その危険度を判定するため、あらかじめ宅地判定士を登録するものとする。

（認定登録の対象）

第4条 知事は、県内に居住又は勤務し宅地判定士として危険度判定の実施に協力しようとする者で、実施マニュアルに規定する宅地判定士の業務を遂行する能力があり、次の各号のいずれかに該当し、第6条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を修了した者を宅地判定士として認定登録することができる。

- （1）宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチに該当する者
 - （2）国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関する3年以上の実務経験を有する者
 - （3）国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者
- 2 知事は、学識経験者等で前項の同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を被災宅地危険度判定士として認定登録し、登録証を交付することができる。

（認定登録の手続き）

第5条 前条に該当し、宅地判定士の認定登録を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士

認定登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し知事に提出しなければならない。ただし、知事が添付の省略を認めた場合は、この限りでない。

（1）前条第1項第1号に該当する者については、資格要件申告書（様式第2号）及び要件を証明する書類

（2）実務経験証明書（様式第3号）

（3）申請者の写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、上半身、無背景の縦3cm、横2.4cmの写真、カラーも可。）

（4）前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 第1項の規定による申請は、長崎県電子申請システムを使用して行うことができるものとする。

（講習会）

第6条 宅地判定士の認定登録を申請する者が、登録に先立ち受講しなければならない講習会は、危険度判定の実施に必要な知識を習得させるため実施される次のいずれかの講習会とする。

（1）知事が開催する講習会

（2）連絡協議会が開催する講習会

2 知事は、前項第1号の講習会の受講を修了した者に対し、受講修了証（様式第9号）を発行する。

（認定登録証の交付）

第7条 知事は、第5条の認定登録申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めたときは、宅地判定士名簿に登載するとともに、被災宅地危険度判定士認定登録証（様式第4号、以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2 登録の有効期間は、当該登録を受ける者が最後に受講した講習会の終了の日（第4条第2項に該当する場合にあっては、知事が認めた日）から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。

（認定登録証の更新）

第8条 前条第2項による登録の有効期間終了後も、引き続き宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、被災宅地危険度判定士認定登録更新申請書（様式第5号）、現に有効な登録証及び申請者の写真2枚（第5条第1項第3号に定める写真）（以下「更新申請書等」という。）を現に有効な登録の有効期間の終了までに（有効期間の終了までに更新申請書等を提出できなかった者で、知事がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。）知事に提出し、認定登録証を更新することができる。

2 知事は、前項の更新申請書等を提出した者に対して、すみやかに第4条の認定登録を行い、新たな認定登録証を交付する。

3 前項による登録の有効期間は、現に有効な登録証の有効期限の5年後とする。

4 第1項の規定による申請は、長崎県電子申請システムを使用して行うことができるものとする。

（認定登録証の再交付）

第9条 宅地判定士は認定登録証を紛失し、又はやむを得ない事情により滅失した場合には、被災宅地危険度判定士認定登録証再交付申請書（様式第6号）を知事に提出し、新たな認定登録証の交付を受けることができる。

（認定登録事項の変更）

第10条 宅地判定士は、第5条の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更が生じたときは、被災宅地危険度判定士認定登録事項変更届（様式第7号）を知事に提出しなければならない。なお、氏名に変更が生じた場合は登録証及び写真を添えて提出しなければならない。

（1） 氏名

（2） 住所及び電話番号

（3） 勤務先の名称、所在地及び電話番号

2 知事は、前項の届出書等の提出を受けたときは、すみやかに名簿を訂正し、必要に応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付しなければならない。

3 他の都道府県知事等の登録を受けている宅地判定士が、新たに長崎県知事の登録を受けようとするときは、第1項の変更届に現登録証を添えて提出するものとする。

この場合、前項に準じて新たな登録証を交付するとともに、変更前の登録を行っていた都道府県知事にその旨を通知する。

4 長崎県知事の認定を受けた宅地判定士が、長崎県以外の都道府県へ転居及び勤務先を変更するときは、その都道府県へ変更届を提出しなければならない。

なお、他の都道府県から変更届の受理通知があったときは、第11条（認定登録の辞退）を準用する。

（認定登録の辞退）

第11条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士認定登録辞退届（様式第8号）に登録証を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、認定登録を取り消すものとする。

（認定登録の取消）

第12条 長崎県知事の認定登録を受けた宅地判定士が、転居又は転勤等により、県内に住所及び勤務先がなくなったときは、知事は前条の届出がなくても認定登録を取り消すことができる。

2 知事は、宅地判定士として認定登録された者に、宅地判定士としてふさわしくない行動があったと認めた場合は、認定登録を取り消すことができる。

3 第1項、第2項の規定により認定登録を取り消された宅地判定士は、速やかに認定登録証を知事に返納しなければならない。

（宅地判定士名簿）

第13条 知事は、宅地判定士の登録又は登録事項の変更等を行った場合には、被災宅地危険度

判定士名簿に必要事項を記載し、その内容を連絡協議会会長に通知する。

附則

この要綱は、平成16年2月10日から施行する。

この要綱は、令和5年10月19日から施行する。